

ふれあい桜館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2 0 2 3 年) 8 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

ふれあい桜館の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

公の施設の名称	ふれあい桜館
指定管理者となる団体	東京都町田市森野四丁目8番39号 社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 理事長 黒坂 昌範
指定の期間	2024年4月1日から2029年3月31日まで